

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 3 月に短大を卒業し、同年 5 月より働き始めたが、厚生年金保険には加入していなかった。自分が国民年金に加入しなければならないことを知り、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行ったのは昭和 63 年で、その際に加入するのが遅いと窓口の職員にひどく怒られたが、さかのぼって国民年金保険料を納付できると助言を受け、63 年分の保険料と一緒に前年度分の 62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料を納付した。

自分の年金記録を確認したところ、さかのぼって納付した昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料が未納とされていたが、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に短大卒業後、63 年に国民年金の加入手続を行い、昭和 62 年度の国民年金保険料について過年度納付を行ったところ、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は昭和 63 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録及び A 市国民年金被保険者名簿にも同日で資格取得したことが記録され、資格取得日が一致していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A 市では、過年度保険料の収納を取り扱っていなかったとしている上、未加入期間である申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年2月ごろから同年7月ごろまで
② 昭和35年3月ごろから同年8月ごろまで
③ 昭和53年4月ごろから同年11月ごろまで
④ 昭和54年4月ごろから同年11月ごろまで

船員保険の被保険者記録を確認したところ、すべての申立期間に係る船員保険の被保険者記録が無かった。

申立期間①については、Aが所有するB丸に昭和33年2月ごろから同年7月ごろまでの期間において乗船していた。

申立期間②については、Cが所有するD丸に昭和35年3月ごろから同年8月ごろまでの期間において乗船していた。

申立期間③及び④については、E社が所有するF丸に昭和53年4月ごろから同年11月ごろまでの期間及び54年4月ごろから同年11月ごろまでの期間において乗船していた。

すべての申立期間において、雇入れの事実を確認できる船員手帳及び船員保険料の控除が確認できる給与明細書は無いが、乗船期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、船舶所有者のAに係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる者の供述から判断すると、申立人が当該船舶所有者のB丸に乗船していたことがうかがえるものの、雇入期間及び乗船期間の特定ができない。

また、当該船舶所有者は既に死亡していることから、申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該船員保険被保険者名簿から船員保険の被保険者記録が確認できる者のうちの一人は、「私は、船員保険の被保険者記録が確認できる期間については、Aが所有するG丸という船舶に乗っていた。申立人は小型の近海船であるB丸に乗っていたと思うが、申立期間①当時、B丸の乗組員は船員保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

なお、申立人は、「申立期間①当時に乗船していたB丸は総トン数19トンの漁船であった。」と供述しており、当該船員保険被保険者名簿から名前が確認できる同僚はいずれも、「B丸の総トン数は10トン未満であった。」と供述しているところ、船員保険の被保険者については、申立期間①当時の船員保険法第17条において「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者」と規定されているところ、申立期間①当時、船員法第1条第2項第3号において「総トン数30トン未満の漁船」は同法第1条で定める船員の乗り組む船舶からは除外されていたことから判断すると、申立期間①当時、総トン数30トン未満の漁船であるB丸に乗船していたと推認される申立人は、この除外規定により船員保険の被保険者の対象とならなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、適用船舶所有者名簿において、船舶所有者のCは、昭和51年4月20日に船員保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、当該事業所が船員保険の適用事業所に該当した昭和51年4月20日と同日付けで船員保険被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間②当時、申立人と同様にH郡I町において漁船の乗組員であったとする者の供述から判断すると、申立人が当該船舶所有者のD丸に乗船していたことがうかがえるものの、雇入期間及び乗船期間の特定ができない。

さらに、前述の者は、「私は、昭和50年4月からCが所有するD丸に乗船しており、51年4月にJ組合の職員から今後船員保険に加入することになったという話を聞いたが、申立期間②当時に申立人が船員保険に加入していたか否かは分からない。」と供述している上、当該船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の船員保険料の控除について確

認することができない。

なお、申立人は、「申立期間②当時に乗船していたD丸は総トン数29トンの漁船であった。」と供述しているところ、船員保険被保険者については、申立期間②当時の船員保険法第17条において「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者」と規定されていたが、申立期間②当時、船員法第1条第2項第3号において「総トン数30トン未満の漁船」は同法第1条で定める船員の乗り組む船舶からは除外されていたことから判断すると、申立期間②当時、総トン数30トン未満の漁船であるD丸に乗船していたと推認される申立人は、この除外規定により船員保険の被保険者の対象とならなかったものと考えられる。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、同僚の供述から判断すると、申立人がE社所有の船舶に乗船していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の代表清算人は、「両申立期間当時の事業主及び社会保険の事務を担当していた者は既に死亡しており、申立内容については不明である。」と供述しており、申立人の船員保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、K郡L町における国民健康保険の被保険者記録によると、申立人は両申立期間を含む昭和52年12月1日から平成20年4月2日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、オンライン記録から、申立人は両申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 43 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 44 年 6 月から同年 9 月まで
④ 昭和 45 年 6 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 46 年 6 月から同年 10 月まで
⑥ 昭和 47 年 6 月から同年 10 月まで

私は、昭和 42 年から 45 年までの期間については 6 月から 9 月までの 4 か月間、昭和 46 年及び 47 年については 6 月から 10 月までの 5 か月間において、A 社（現在は、B 社）と労働契約を結び、C 職として海外に派遣されていた。

労働契約書に附属している給与基準において、精算金から「社会保険金」を控除する旨の記述があることから、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する労働契約書及び賃金精算書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が主張する期間とは必ずしも一致しないものの、昭和 42 年から 47 年までの各年（昭和 42 年 6 月 11 日から同年 8 月 31 日までの期間、昭和 43 年 6 月 22 日から同年 9 月 25 日までの期間、昭和 44 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間、昭和 46 年 6 月 1 日から同年 11 月 31 日までの期間、昭和 47 年 6 月 10 日から同年 11 月 30 日までの期間）において、申

立人がA社と労働契約を結び、海外に所在する同社の工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人はすべての申立期間に係る給与の支払や失業保険料等の各種控除について記載された賃金精算書を所持しているところ、当該賃金精算書において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「賃金精算書のほかに厚生年金保険料を会社に支払う旨記載された書類が送られてきたが、現在、その書類は持っていない。厚生年金保険料を会社にどのように支払ったか覚えていない。」と供述しているが、事業主は、「賃金精算書に厚生年金保険料の控除に係る記載が無いため、給与から厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立人は労働契約書より季節的に使用される技術者であり、契約期間が3か月間又は4か月間と短期間であるため、健康保険及び厚生年金保険は会社として加入させていなかったと思われる。失業保険は、失業給付が受給できるため加入させていたと思われる。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げた二人を含む同僚3人は、いずれもすべての申立期間について、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

なお、申立人が所持する労働契約書に附属している給与基準に、精算金から「社会保険金」を控除する旨の記述があるが、賃金精算書により確認できる控除額の内訳から判断すると、失業保険料が当該「社会保険金」に該当するものと認められる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。